

# ワンストップ特例制度について

原則、「ふるさと納税」をした場合には確定申告を行わなければ寄附金の控除を受けることができませんが、所得税の確定申告の提出義務がない方で1年間にふるさと納税をした自治体が5カ所以内である方は、寄附をする際もしくは寄附をしたあとに「特例申請書」をご提出いただければ確定申告をしなくても寄附金の控除を受けることができます。

※特例申請書を提出した方が確定申告をする場合は、確定申告が優先されるため、ふるさと納税にともなう寄附金控除の申告手続きも必ず行ってください。

## 制度を利用できる方

以下の**両方**の条件を満たす方が対象となります。

資料2枚目の特例申請書「2. 申告の特例の適用に関する事項」の2つの□にレ点を記入してください。

- ①勤務先で年末調整される給与所得者等で、確定申告を必要としないと見込まれる方
- ②ふるさと納税をする自治体が5カ所以内の方

## 制度を利用できない方

以下の項目に**一つでも該当**する方はワンストップ特例の適用を受けることができませんので、寄附の翌年に**確定申告**をしてください。

- ・1年間の給与収入が2,000万円を超える方
- ・1年間に6カ所以上の自治体に寄附をした方
- ・個人事業を営んでいる方
- ・不動産の賃貸収入がある方
- ・2カ所以上の会社から給与をもらっている方
- ・給与所得がある方で他の所得が20万円を超える方
- ・医療費控除や住宅ローン控除がある方
- ・給与から所得税が源泉徴収されていない方

## 特例申請書に個人番号を記入する必要があります

マイナンバー制度導入に伴い、特例申請書に個人番号(マイナンバー)を記入する必要があります。併せて、なりすまし防止のため、「**個人番号確認の書類**」と「**本人確認の書類**」もそれぞれ提出していただくことが必須となりました。組み合わせは次のとおりです。本人確認ができない場合は受付できない場合がありますのでご注意ください。

	個人番号確認の書類	本人確認の書類
1	<b>個人番号カード表面のコピー</b> 	<b>個人番号カード裏面のコピー</b> 
	※個人番号カードはマイナンバーが記載された顔写真付のカード	
2	<b>次のうちいずれかのコピーを1点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カードの表面 ※紙製のカードで、住民にマイナンバー(個人番号)を知らせるもの ※住所等が変更され裏面に記載がある場合は裏面のコピーもご提出ください</li> <li>・個人番号が記載された住民票</li> </ul>	<b>次のうちいずれかのコピーを1点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証 ※住所等が変更され裏面に記載がある場合は裏面のコピーもご提出ください</li> <li>・旅券(パスポート)</li> <li>・写真付き身分証明書 ※通知カードに記載された氏名、住所、生年月日が記載され、本人の写真が表示されているもの</li> </ul>
3	<b>次のうちいずれかのコピーを1点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カードの表面</li> <li>・個人番号が記載された住民票</li> </ul> 	<b>次のうちいずれかのコピーを2点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険の被保険者証</li> <li>・地方税、国税、公共料金の領収書</li> <li>・納税証明書</li> <li>・印鑑登録証明書</li> <li>・住民票と住民票記載事項証明書</li> <li>・母子健康手帳</li> <li>・国民年金手帳</li> <li>・写真なし身分証明書 ※本人の写真の表示がない身分証明書等で、通知カードに記載された氏名、住所、生年月日が記載されているもの</li> </ul>

# ワンストップ特例制度の申請の流れ

## 寄附者

- ①特例申請書の記入・書類の用意  
記入例を参考に特例申請書をご記入・押印し、個人番号確認・本人確認の書類のコピーを用意してください。
- ②書類の郵送  
特例申請書、個人番号確認の書類、本人確認の書類の**3種類**を封入し、寄附の翌年の**1月10日**までに下記住所までご提出ください。  
◆寄附の翌年の**1月1日**までに住所・氏名が変わったら資料3枚目の「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を**1月10日**までに提出してください。

〒916-8666 福井県鯖江市西山町13-1  
鯖江市役所 地方創生戦略室 宛

## 鯖江市

- ③受付書の返送  
鯖江市が特例申請書受付書(特例申請書の下の部分)に受付印を押して寄附者に返送します。受付書は大切に保管してください。

## お住まいの市区町村

- ④寄附金の控除  
寄附の翌年の6月ごろに、お住まいの自治体から住民税が減額された住民税決定通知書が寄附者のもとに届きます。

## 確定申告とワンストップ特例制度との手続きの違い

### 確定申告を行う場合

寄附者



① 寄附の申込【インターネットサイト、電話、メール等】

※インターネットサイトでクレジット決済の場合は③の手続きまで一括でできます。

② 支払い用書類等の送付

③ 寄附金の支払い(払込書、納付書、口座振込等)

④ お礼品、領収証明書、お礼状等の送付

※お礼品は提供事業者から送付します。

⑤確定申告(領収証明書添付)

⑥所得税の還付

⑧翌年の住民税を減額

鯖江市



税務署



寄附者が居住する市区町村

⑦申告書(寄附の内容)

### ワンストップ特例制度を利用する場合

寄附者



① 寄附・ワンストップ特例の申込【インターネットサイト、電話、メール等】

※インターネットサイトでクレジット決済の場合は③の手続きまで一括でできます。

② 支払い用書類・特例申請書等の送付

③ 寄附金の支払い(払込書、納付書、口座振込等)、特例申請書の送付

④ お礼品、領収証明書、お礼状、特例申請書受付書等の送付

※証明書はワンストップ特例制度を利用する方にも送付します。確定申告が必要となった際にお使いください。  
※お礼品は提供事業者から送付します。

⑥翌年の住民税を減額

※所得税控除分も含めて減額されます。

鯖江市



寄附者が居住する市区町村

⑤寄附情報を通知